

(報告事項ウ)

保有個人情報の目的外利用について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。以下「条例」という。）第6条第5号に規定する保有個人情報の目的外利用について、その概要を報告するものです。

2 目的外利用の概要

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課（情報を利用させる又は提供する課）	情報を利用する課又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
長野県・松本市子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）支給事業	財政部 市民税課	こども部 こども福祉課	令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等で、令和5年度住民税所得割非課税世帯の課税状況	支給対象者（令和5年度分の住民税所得割非課税世帯等）を抽出するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用させる。
長野県・松本市子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）支給事業	こども部 こども福祉課	こども部 こども福祉課	児童手当の給付対象世帯及び振込口座情報	支給対象者にプッシュ型で支給するため。 ※プッシュ型：自治体が給付対象者へ事前通知を行い、修正・変更の場合のみ手続きを行う給付方式	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用する。

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課（情報を利用させる又は提供する課）	情報を利用する課又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
松本市価格高騰低所得世帯重点支援給付金支給事業	財政部 市民税課	健康福祉部 福祉政策課	令和5年12月1日時点の非課税者、被扶養者、租税条約適用者及び未申告者の課税台帳の内容	支給対象者（令和5年12月1日において市町村住民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯等）を抽出するため。	保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断し、利用目的以外のためには保有個人情報を利用させる。